

# 認可外保育施設における情報公開・報告事項について

## 施設→保護者への情報提供等

### 揭示事項

- 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- 建物その他の設備の規模及び構造
  - ・施設の名称及び所在地
  - ・事業開始年月日
  - ・開所時間
  - ・保育サービスの内容及び利用料
  - ・入所定員
  - ・保育士その他の職員の配置数、勤務体制（予定も含む）
  - ・契約している保険の種類、金額
  - ・提携医療機関名と提携内容
  - ・緊急時等における対応方法
  - ・非常災害対策
  - ・虐待防止のための措置に関する事項

### 保護者への書面交付事項

- 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- 利用料
  - ・施設の名称及び所在地
  - ・管理者の氏名及び住所
  - ・保育サービスの内容
  - ・入所定員
  - ・契約している保険の種類、金額
  - ・提携医療機関名と提携内容
  - ・苦情受付職員の氏名及び連絡先

## 施設→行政への届出等

### 届出事項・運営状況報告事項（年1回）

- 施設の名称及び所在地（※）
  - 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地（※）
  - 建物その他の設備の規模及び構造（※）
  - 事業開始年月日
  - 施設の管理者の氏名及び住所（※）
    - ・開所時間
    - ・保育サービスの内容及び利用料
    - ・保育している乳幼児数
    - ・入所定員
    - ・保育士その他の職員の配置数、勤務体制
    - ・ベビーシッター事業者については、研修受講状況
    - ・契約している保険の種類、金額
    - ・提携医療機関名と提携内容
    - ・マッチングサイトURL
- （※がついているものは、変更届事項）

注1：運営状況報告については、全て省令事項で、これに加えて、「その他の施設の管理及び運営に関する事項」も報告することとしている。

注2：届出事項については、都道府県は市町村に通知することとされている。

注3：運営状況報告については、都道府県は市町村に通知するとともに、公表することとされている。

（表記について）○：法律規定事項  
・：省令規定事項